

医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度について

- 医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する。

認定に必要な勤務期間や業務内容



厚生労働省

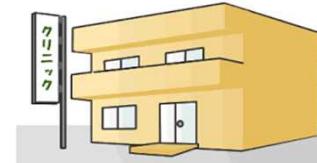
申請に基づき、**厚生労働大臣が**
医師少数区域等における医療に
関する経験を**認定**
申請
認定



医師

医師少数区域等における
6ヶ月以上※¹の勤務※²

※ 1 医師免許取得後9年以上経過していない場合は、原則として連続した勤務（妊娠・出産等による中断は可）とするが、9年以上経過した場合は、断続的な勤務の積算も可。
※ 2 認定の対象となるのは、2020年度以降の勤務とする。（臨床研修中の期間を除く。）



医師少数区域等の医療機関

＜認定に必要な業務＞

- (1)個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療及び保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
 - ・地域の患者への継続的な診療
 - ・診療時間外の患者の急変時の対応
 - ・在宅医療 等
- (2)他の医療機関や、介護・福祉事業者者等との連携
 - ・地域ケア会議や退院カンファレンス等への参加 等
- (3)地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動
 - ・健康診査や保健指導等の実施 等

認定医師等に対するインセンティブ

①一定の病院の管理者としての評価

- ・地域医療支援病院の管理者は、認定医師でなければならぬこととする。
(2020年度以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に限る。)

②認定医師に対する経済的インセンティブ

- ・認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る経費（研修受講料、旅費等）について支援を行う。